

近世大名家における刀剣管理と記録作成

— 常陸国土浦藩土屋家を事例に —

西 口 正 隆

【要 旨】

本稿は、土浦藩土屋家を事例に、大名家が所持する刀剣の管理方法や管理担当者、管理記録作成の意義を検討するものである。これまで美術史以外の観点から分析されることが少なかったが刀剣であるが、武器や鑑賞品としてのみならず、贈答品としても重宝された代物であり、その贈答経緯や管理体制を分析することは重要である。そこで本稿では、土屋家の腰物帳（刀剣台帳）を分析し、刀剣管理体制や管理者の職掌、刀剣の移動・移管経緯、記録作成の特徴と意義の解明を試みた。その結果、①土屋家の刀剣は小納戸方道具掛が取り扱い実務を行い、藩の上層役人である用人が統括していたこと、②腰物帳の作成と刀剣管理は、代替わりを見据えて行われていたこと、③刀剣の主な移動契機は、 a 贈答・譲渡、 β 姻戚・養子入りによる持参、 γ 当主・親類の持出しであり、 $a \cdot \beta$ が約半数を占めること、④管理時には既存の腰物帳に追記・削除を繰り返すことで刀剣の所在や伝来を受け継いでいたこと、が明らかになった。

【目 次】

はじめに

1. 土屋家における腰物帳の分析
2. 土屋家における刀剣管理と管理者の職掌
3. 刀剣の移動経緯と記録作成

おわりに

はじめに

本稿は、近世大名における刀剣管理と記録作成、管理者の職掌について、土浦藩土屋家を事例に検討するものである。

刀剣はモノを切り突くための武器であるが、姿形の美しさから、鑑賞品（美術品）としても人気の高い代物である。そのような特徴から、古来より贈答に用いられた。特に江戸時代には、武家同士の贈答・献上・下賜の品として重宝された。このように美術品・贈答品としての性格も持ち合わせる刀剣は、美術史による研究¹⁾が蓄積する一方、歴史学、特に文献史学は、あまり関心を示してこなかった。しかし近年、歴史学の立場からも、刀剣を扱った著作・論文が相次いで出されている。その潮流は、①刀剣の贈答と大名間の関係性²⁾、②将軍・大名による刀剣管理³⁾、③名物帳の製作背景⁴⁾に大別できる。

このうち②については、徳川将軍家や松代藩真田家、土浦藩土屋家の事例が明らかにされている。徳川将軍家については、深井雅海氏が刀剣の献上・下賜や徳川吉宗による刀剣改革を中心に分析した。氏は徳川家における刀剣管理体制に言及しており、徳川家に集まる献上品・下賜品のうち、刀剣は腰物方が管理していたことを明らかにした。そして腰物方の職掌は、将軍家所有の刀剣類の研・拵・手入、さらには新刀の作成、および将軍家へ献上された刀剣、大名などへ下賜する刀剣など、刀剣に関する一切のことを司るものであったと指摘した。腰物方の中には将軍の佩刀を管理する差物方が設けられ、佩刀の拵を管理・統括していた可能性にも言及している⁵⁾。

松代藩真田家については、溝辺いずみ氏が刀剣管理の事例を紹介した。氏が分析する以前から、真田家の刀剣（腰物）は元方・払方の両御金奉行によって共同管理されていたことは明らかにされていた⁶⁾。溝辺氏はそれを踏まえた上で、御金奉行は実際には刀剣の取り扱いをせず、取り扱いは専門知識と高い技術を有した専門職の足軽や仲間へ任せていたと指摘した⁷⁾。またその後の研究で、①御金奉行と並んで御側御納戸役も刀剣管理に関与し、両者間で腰物の移動を頻繁に行っていたこと、②腰物は藩主の現用品（動産）という、藩の財産の一つとして御金

-
- 1) 数多の研究が出ているが、石井昌國・本間薫山『日本刀銘鑑』第3版（雄山閣、1979年）や、本間順治・佐藤寒山監修『新版日本刀講座』第1巻～第10巻（雄山閣、1997年）は基礎的な成果として挙げられる。また公益財団法人日本美術刀剣保存協会は、月刊会誌『刀剣美術』を刊行しており、刀剣に関する数多くの論文が発表されている。
 - 2) 高橋聖子「大名家の献上品にみる幕藩関係一家督御礼を中心に一」（『聖心女子大学大学院論集』46-1、2014年）、中澤達也「土屋家刀剣の伝来とその背景」（『土浦市立博物館紀要』24、2014年）、野田ゆりえ「近世における将軍家と大名家間の刀剣贈答」（『聖心女子大学大学院論集』52、2017年）、深井雅海『刀剣と格付け—徳川将軍家と名工たち—』（吉川弘文館、2018年）。
 - 3) 北村典子「史料紹介『御腰物帳』」（『松代』16、2002年）、溝辺いずみ「御金奉行による御腰物の管理について—真田家の刀剣の管理体制（1）」（『松代』30、2017年）、同「御金奉行と諸役所間との御腰物管理の移動について—真田家の刀剣の管理体制（2）」（『信濃』69-4、2017年）、深井雅海前掲書『刀剣と格付け』。
 - 4) 川見典久「『享保名物帳』の意義と八代将軍徳川吉宗による刀剣調査」（『黒川古文化研究所紀要』15、2016年）、深井雅海前掲書。
 - 5) 深井雅海前掲書。
 - 6) 種村威史「補説 払方御金奉行の財方における役割について」（『史料館所蔵史料目録第90集 信濃国松代真田家文書（その11）』、国文学研究資料館、2010年）。
 - 7) 溝辺前掲論文「御金奉行による御腰物の管理について」。

奉行が管理していたこと、③藩主の死後、御側御納戸役管理の腰物は、次期藩主付の同役に引き継がれるものと、遺品分けされるものに分けられ、不要になったものは御金奉行に戻されたこと、などを明らかにした⁸⁾。

土浦藩土屋家については、中澤達也氏が「御腰物」や「御刀剣台帳」、「土浦藩士書留」といった史料を分析し、土屋家刀剣の基本的な性格と入手年代・背景、土屋家刀剣の贈答・下賜に関して考察した。氏は、多くの刀剣が2代政直の時期に集積され、政直が老中職を辞し隠居する際に贈られた刀が存在することなどを明らかにした⁹⁾。

ここまで刀剣管理に関する成果を見てきたが、合わせて大名家の道具管理に関する研究成果も参照しておきたい。大名家の道具については、松代藩真田家に関する研究が特筆できる。これは、道具をどのように管理し、記録が作成されたのかという点に注目したものである。原田和彦氏は「真田家大名道具論」を打ち立て、藩武具方の現用文書としての道具帳管理や、引き継ぐべき道具の変容などについて論究した¹⁰⁾。その後、同氏により道具整理時における道具帳の改廃や、大正期における道具整理と価値判断に関して論究がなされた¹¹⁾。大名道具とその管理に関しては、道具の移管と収蔵スペース確保に伴う道具選別と記録作成の関連性を紐解くまでに論点が深化している¹²⁾。これらの成果では刀剣の管理台帳である腰物帳も含み込んで議論が展開される傾向がある。ただし、刀剣（腰物）は道具帳と異なる帳簿で管理されていることを考えれば、その位置付けを再考する必要があるだろう。

以上の成果を踏まえつつ、本稿では土浦藩土屋家を事例に、誰がどのように管理していたのか明らかにする。その上で、徳川將軍家や真田家の刀剣管理との比較を行い、土屋家における刀剣管理の位置付けを考察したい。

本論に入る前に、土浦藩土屋家の概要を確認しておきたい。土浦藩土屋家は、戦国期には甲斐武田氏の家臣であった。天正10年（1582）に天目山の戦いで甲斐武田氏が滅亡すると、遺児平三郎は徳川家康によって取り立てられ、秀忠の側近を務めた。平三郎は、秀忠から忠の一字をもらい、^{ただなお}忠直を名乗る。これが後に上総久留里藩初代藩主となる土屋忠直である。忠直の次男^{かずなお}数直は、家光・家綱に仕え、忠直家から独立して寛文9年（1669）には土浦藩主（4万5千石）となっている。以降、天和2年（1682）から貞享4年（1687）の5年間を除き、廃藩置県まで同家が藩主を務めた。

1. 土屋家における腰物帳の分析

ここでは、土屋家に遺された腰物帳（刀剣台帳）の基本的な性格を確認しておきたい。土屋家の腰物帳のうち、現存が確認されているのは、土浦市立博物館で所蔵する「御拵無之御腰物」のみである。これは文政9年（1826）11月に作成され、土浦藩士10人が署名している。その後、安政6年（1859）9月に内容の再確認が行われ、藩士12人が署名した。明治2年（1869）11月

8) 溝辺前掲論文「御金奉行と諸役所間との御腰物管理の移動について」。

9) 中澤前掲論文「土屋家刀剣の伝来とその背景」。

10) 原田和彦「松代藩の「城附諸道具」～真田家大名道具論（1）～」(『松代』12、1999年)。

11) 原田和彦「真田家伝来の大名道具と道具帳～真田家大名道具論（2）～」(『松代』13、2000年)。

12) 朝倉有子「松代城地の払下と真田家の道具類宝物の管理」(『松代』22、2009年)。

8日には引渡しのために改めが行われ、この時には藩士7人が署名した。作成・再確認に携わり署名をした各年代の藩士は、【別表1】にまとめた。

記載内容についても確認しておきたい。「御拵無之御腰物」には全109口の刀剣が記されている¹³⁾。掲載されていた刀剣と記載内容は、【別表2】にまとめた。「御拵無之御腰物」という帳の名称と、ここに記載されたもの以外にも土屋家に伝来した刀剣が残存することを考えると、109口の刀剣以外にも土屋家には刀剣が存在し、帳面を作成して管理していたと考えられる。

次に記載方法を確認する。【図1】のとおり、記載された内容は、ア刀の種別・銘、イ寸法、ウ銘の有無、エ折紙、オ折紙の極年月日、カ贈り主、キ拵の有無、ク記載後の移動・贈答、以上の9項目である。このうちエ・カは大半が朱墨で記載されている。すなわち記載は、①アからカまでの項目を記載する、②記載が終わると、内容に誤りが無い事を確認し、キ押印し内容を締める、③記載後に変更や拵が存在することが確認された場合は、ク拵の有無やク移動先などを追記する、以上の手順で行われたと考えられる。

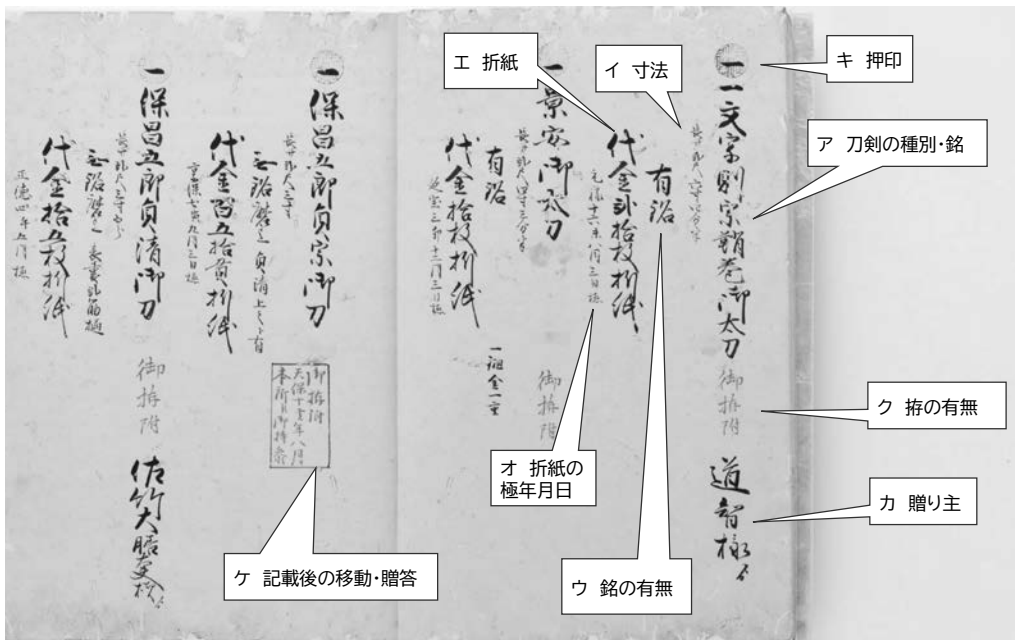


図1 「御拵無之御腰物」の記載

それでは、109口の刀剣は、いつ帳面に記されたのだろうか。残念ながら一口ごとに記載年代は記されていないため、明らかではない。ただしキ押印は、腰物帳の記載を締めた証であるため、印の主を分析することで、記述年代を推定する事ができる。この結果は【別表2】に「押印主」および「筆記年代」としてまとめて掲載した。文政9年の腰物帳作成時に記載されたのは80口であり、いずれも押印主は西村六太夫である。続く安政6年の再確認時に記載された刀剣は24口であり、窪田傳太夫が13口、中里房之丞が6口、上田角右衛門が5口の押印を行って

13) このうち51口は現在土浦市立博物館で保管されている。

いた。したがって、「御拵無之御腰物」に記載された刀剣は、文政9年に記載されたものが大半であり、その後入手した刀剣が安政6年に追記されていたことがわかる。

以上、本節の内容をまとめる。現存する土屋家の腰物帳は「御拵無之御腰物」のみであり、文政9年に作成され、安政6年、明治2年に再確認の作業が行われた。

文政9年の腰物帳作成以降、拵の付属を確認した場合や、刀剣の出入りがあった際は朱墨にて追記を行った。したがって、「御拵無之御腰物」には文政9年に拵を確認できなかった刀剣が記載され、その後拵が確認された場合や、刀を移管した場合には、朱墨にて追記・抹消したと考えられる。その後、安政6年に帳面の再確認が行われた。この時には拵の確認や刀の移動を記録することに加え、新たに入手し、かつ拵の無い刀が、帳面に記載された。また、明治2年にも再度確認が行われたが、この時に追加された刀剣は存在しなかった。

2. 土屋家における刀剣管理と管理者の職掌

前節では、「御拵無之御腰物」の記載内容や、作成・再確認年代を確認した。それでは、この腰物帳は、どのような目的で作成・確認され、藩内のどのような役職の者が管理を担当していたのだろうか。これは腰物帳の作成・再確認が行われた要因にも関係する。彼らの職掌を検討することで、腰物帳の意義、そして土屋家における腰物の位置付けを考えることも可能となる。

① 文政9年11月

【別表1】を確認すると、「御拵無之御腰物」の作成に携わった藩士は10人であった。彼らの役職を確認すると、請払方小納戸方道具掛が4人、用人（列を含む）が3人、若殿様（ともなお寅直）附が2人、御用取次が1人で構成されていた。彼らの署名は、請払方小納戸方道具掛→御用取次→若殿様附→用人の順に記されている。このうち道具掛は刀剣の取り扱いや手入れ、確認などを行う実務役、用人が管理・監督役を担っていたとみられる。このことは用人西村六太夫が腰物帳に押印を行っていたことに加え、類例が存在することによる。

類例とは、城内で毎年秋頃に行われていた風干（虫干し）である¹⁴⁾。通常江戸に居住していた土浦藩土屋家は、土浦城へ帰城した折に、城内櫓に収められた朱印状や領知目録、拝領道具（刀剣・茶道具・掛軸等）、藩主遺品（掛軸・書画等）の風干を行っていた。風干を担当していたのは、用人（元締役）や近習目付といった、藩内の家格では上位にあたる三役や役入格の者のほか、右筆や小納戸方道具掛といった中位ののしめ家格である熨斗目格の者たちが執り行っていた。風干時には、朱印状や領知目録といった品は三役・役入格が取り扱い、小納戸方道具掛の者が補佐した。しかし、刀剣や書画類については、小納戸方道具掛が取り扱っていた。したがって、腰物帳作成時にも、実際の取り扱いは小納戸方道具掛が行い、その立会いと帳面の記載は用人が担当していたと考えられる。

それでは、「御拵無之腰物帳」はなぜ作成されたのか。残念ながらその要因は不明である。

14) 拙稿「土浦城内における風干と本丸館の利用」（『土浦市立博物館第41回特別展 土浦城一時代を越えた継承の軌跡一』、土浦市立博物館、2020年）。

ただし同時期に城内で髪置の儀礼と風干が行われていたことは確認できる。まず髪置について土浦藩土屋家の系譜「御系譜」のうち、9代彦直よしのぶの項に次の記述がある¹⁵⁾。

文政九丙戌八月十五日依 召登 宮在所エ之御暇被 仰出、(中略)、同月廿四日発江戸同廿五日着土浦城、(中略)、同年十一月朔日 若君様御髪置御祝儀ニ付 公方様 内府様 若君様エ一種千疋宛 御臺様 御簾中様エ一種五百疋宛献上之

髪置とは、幼児が頭髪を初めてのおぼす時に行う儀式であり、武家では3歳の11月15日に行われることが多かったという¹⁶⁾。文政9年に3歳であったのは、彦直の3男で、10代寅直へんの弟辨三せん(範之進・準直ただなお・氏範うじのり)であった¹⁷⁾。

また、彦直の日記には、この時に風干も実施した旨が記されている。11月朔日条には「一、於城 御判物 御朱印并領地目録等風干有之候」¹⁸⁾とあり、朱印状や領知目録の風干が行われている。翌2日には「一、於城 拝領道具并系図等風干有之候ニ付相越」¹⁹⁾とあり、刀剣を含む拝領品や系図類の風干を行っている。

以上のように、文政9年の腰物帳作成は、藩主帰城の折に辨三の髪置儀礼や風干が行われるなかで作成されたと考えられる。

② 安政6年9月

【別表1】のとおり、安政6年9月には腰物帳の再確認が行われ、藩士12人が署名している。彼らの役職構成は、請払方小納戸方道具掛(小納戸含む)が6人、用人(見習含む)が6人であり、署名は請払方小納戸方道具掛→用人の順に行っていた。すなわち文政9年同様、実務は小納戸方道具掛、監督を用人が担当していたと考えられる。

なお、担当者の中には、「若殿様附」や「岩次郎様御用」を務めていた者も含まれている。当時の土浦藩主は大坂城代も務めた土屋寅直ともなおであり、ここでいう「若殿様」は嫡男の数之助(養直やすなお)²⁰⁾を指している。また岩次郎ただなお(質直)は数之助の弟である。すなわち安政6年の腰物帳確認における担当者は、小納戸方道具掛や用人といった役職を務めるのみならず、次代(養直・質直)を補佐する役務も担っていた。したがって、この時の腰物帳再確認は、次代への引き継ぎを意識したものであったと考えられる。

ただし、万延元年(1860)には岩次郎が、翌文久元年(1861)には数之助が相次いで早世し

15) 明治28年以降「御系譜」(土浦市立博物館所蔵土浦藩関係文書6)。以下、同文書群は「土浦藩関係文書」と略記する。なお「御系譜」のうち天保2年(1831)以降は、茨城県史編集会監修・茨城県立歴史館編『茨城県史料』近世政治編Ⅲ(茨城県、1994年)に収録されている。

16) 『日本国語大辞典』第二版 第3巻(小学館、2001年)。

17) 前掲「御系譜」(土浦藩関係文書6)嘉永3年7月23日の項に「弟範之進儀高家戸田加賀守躰養子奉願旨申聞候付、任其意候段開置、書月番牧野備前守忠雅江差出之」とあり、8月16日には願いが受理された。万延元年3月19日の項に「実弟戸田日向守氏範卒去」とある。

18) 文政9年9月24日～12月14日「在城中并参勤御礼迄之日記」(国文学研究資料館所蔵常陸国土浦藩土屋家文書453)。以下、同文書群は「土屋家文書」と略記する。

19) 前掲「在城中并参勤御礼迄之日記」(土屋家文書453)。

20) 土屋寅直正室竹子の第3子で長男。第1子多仁丸は1歳で夭逝。第2子常子は女子であった。数之助には1歳年上の兄岩次郎(質直)は妾の子であったため、数之助が生まれると、次男として扱われた。しかし、数之助・岩次郎が早世したため、養子に迎えたのが、徳川斉昭17男余七磨(挙直)である。

たため、腰物が数之助や岩次郎に引き継がれることはなかった。

③ 明治2年11月8日

「御拵無之御腰物」の確認が行われたことがわかる最後の記録は、明治2年（1869）である。この時には藩士7人が携わっていた。【別表1】を確認すると、隠居家督御用が2人、近習頭取が2人、小納戸列大殿様付兼帯が1人、髪方大殿様付兼帯が1人、大殿様付が1人であった。また署名は、隠居家督御用→近習頭取→大殿様付の順に行っている。このように、明治2年の再確認では、文政9年・安政6年とは異なり、小納戸方道具掛や用人は立ち会っていなかった。一方で、隠居家督御用や大殿様付など、代替わりに関係する職掌の人物が多く関与していたことがわかる。

それでは、明治2年の再確認では何故上記の者たちが関与していたのであろうか。史料上の制約から詳細は不明だが、署名とともに記された文言と背景事情から、ある程度の推測ができる。まず、署名の前には「明治二巳十一月八日引渡ニ付請取立会」²¹⁾と記されている。つまり「御拵無之御腰物」に記載された刀剣は、11月8日に引き渡しが行われ、その受け取りに立ち会っていたのが、先の藩士7人ということになる。

さらに、当時の土浦藩内の事情も加味して考える必要がある。万延元年、そして翌文久元年と立て続けに当主候補の男子が早世した土浦藩では、藩主寅直の後を継ぐ者がいなかった。そこで文久3年には、水戸徳川家から養子を迎える話が持ち上がった。当初、土屋家では徳川斉昭の14男余四磨（松平昭訓^{あきくに}）を養子に迎え入れる話が進んでいた²²⁾。しかし文久3年5月には差し支えがあるとして、余四磨の弟である余七磨に変更となった。同年8月には幕府から養子入りが認められ、余七磨が土屋家の養子となった。慶応4年（1868）には、土屋寅直は土浦藩主の座を、養子余七磨（^{よしちまる} 拳直^{しげなお}）に譲った²³⁾。これにより寅直から拳直に家督が譲られ、寅直は隠居し、「大殿様」となった。翌明治2年（1869）6月の版籍奉還により、拳直は知藩事に就任している²⁴⁾。したがって、明治2年の刀剣引き渡しは、大殿様（土屋寅直）から土屋拳直への家督譲与に伴うものであったと考えられる。

以上、本節では「御拵無之御腰物」の作成・再確認・引き渡しの担当者と、その役職を基に、土屋家の刀剣管理の特徴を検討してきた。文政9年・安政6年における土屋家の刀剣管理は、実務を小納戸方道具掛が、管理統括を用人が担っていた。また、各刀剣の情報を腰物帳へ記載し押印をしたのは、文政9年では西村六太夫1人、安政6年では窪田傳太夫ほか2人であったが、その大半は窪田が押印していた。すなわち、腰物帳の記載を確認し、最終的に押印をすることができる人物は限られていたと考えられる。

文政9年・安政6年は、両年とも担当者に若殿様付を兼帯する者が含まれていた。これは「御拵無之御腰物」の作成・再確認が、腰物の次代への引継ぎを念頭に置いていたことによると考えられる。一方、明治2年の引き渡しでは、家督相続御用や大殿様付といった役職の者が担当していた。この時の引き渡しは、「明治二巳十一月八日引渡ニ付請取立会」の文言から、隠居

21) 文政9年11月「御拵無之御腰物」（土浦市立博物館所蔵）。

22) 前掲「御系譜」（土浦藩関係文書6）。

23) 前掲「御系譜」（土浦藩関係文書6）。

24) 明治2年6月19日〔知藩事任命を受けるにあたり決意表明書〕（土浦藩関係文書76）。

した土屋寅直から家督を継いだ挙直へ、刀剣を引き渡したことを指すと考えられる。以上のように、「御拵無之御腰物」の作成・再確認は、代替わりに伴う刀剣（腰物）の引き継ぎを目的としていたと考えられる。また、引き継ぎの度に腰物帳を新規作成するのではなく、書き継ぎを行って管理をしていたことは、贈答や移管により移動が繰り返された刀剣の所在を確認し、確実に引き継ぐための管理方法であったと考えられる。この点については、節を改めて確認しておきたい。

3. 刀剣の移動経緯と記録作成

前節では管理者の役職と職掌を中心に分析した結果、腰物帳の作成・確認は次代への引き継ぎを念頭に置いたものであったと推測した。また、そこで作成・確認に用いられた腰物帳は、新規作成ではなく、書き継がれていたことも確認した。この書き継ぎを分析することにより、土屋家の刀剣がどこからもたらされ、どこへ移動したのか、ということが判明する²⁵⁾。

そこで、ここからは「御拵無之御腰物」に記された刀剣の移動を分析し、移動経緯と記録作成の意義について考えていきたい。

【別表2】を概観すると、「御拵無之御腰物」に記された刀剣は、各地の大名から贈られているものが多い。それ以外にも、刀剣の移動があった場合には、再確認の都度、その旨が追記されていた。これらを分析すると、刀剣の移動経緯は主に3つのパターンに分類できる。すなわち、*a* 贈答・譲渡、*b* 婚姻・養子入り時持参、*c* 当主・親族持出し、である。この分類は【別表2】の「移動区分」の欄に、その理由は「贈答・移動理由」の欄にそれぞれ記載した。以下、それぞれの事例を確認したい。

a 贈答・譲渡

【別表2】に掲載した109口の刀剣のうち、全体の約40%にあたる44口が該当する。

このうちの7口は「御隠居之節」に贈られている。【別表2】を確認すると、押印主が西村六太夫であることから、これら7口は文政9年の「御拵無之御腰物」作成時に記載されたものである。

それでは「御隠居之節」とは、いつ誰の隠居なのか。土浦藩土屋家の歴代当主のうち、隠居することができたのは、2代政直（享保4・1719年隠居）、9代彦直（天保9・1838年隠居）、10代寅直（慶応4・1868年隠居）の3人である。そのため、文政9年時点で隠居していたのは、政直のみである。したがって、「御隠居之節」とは享保4年の土屋政直隠居をことを指すと考えられる。

「御隠居之節」以外の贈答理由には、土屋家との姻戚関係によるもの（14口）、家臣からの献上・取次（3口）、家臣への下賜（3口）、将軍からの拝領（2口）などが含まれる。このうち姻戚関係は次の*b*で詳述することとして、ここでは拝領刀について言及しておきたい。

25) 同様のことは近代にも行われている。大正元年の「御刀剣台帳」（土浦市立博物館所蔵）は、近世以降土屋家に伝来し、当時所蔵していた刀剣をリストアップした台帳である。この台帳が作成された後、贈答などによって抹消されたものが複数存在する。紙幅の都合上分析できないが、別途分析したい。

土屋家刀剣の拝領刀については、これまで次のように理解されてきた²⁶⁾。将軍家からの拝領品は、朱印状・領知目録などとともに土浦城内の東櫓に収められていた。東櫓は城内で最も高い建造物であり、これを意識して収納していた。東櫓に収められた拝領刀6口は、「御腰物」（＝「御拵無之御腰物」）には記されていない。拝領した刀は「御腰物」にもあるが、この違いは刀の格の違いによる。

上記のうち、拝領品などが東櫓に収められてきたという説は、西櫓から東櫓へ移管されていたこともあり、根拠が薄いことを拙稿で指摘した²⁷⁾。また「御拵無之御腰物」の中に櫓内の刀剣は記されていないと指摘されていたが、櫓内に収められていたものも1口含まれていた。

【史料1】²⁸⁾

○

⊖ ⊕

一、則重御刀（朱書）「土裏表江御戻ニ相成ル」

長サ貳尺五寸

無銘 鑑二重金無垢

代金三拾枚折紙

元禄元年辰霜月三日

則重は【別表1】のうち18番目に記されている。押印者は窪田六太夫であり、「御拵無之御腰物」に記載されたのは安政6年のことである。しかし印は消され、その後に朱で丸印を付けられた。その後この朱丸印も消され、最後にその脇に黒丸が記された。この則重と同一の刀は、文化2年（1805）に行われた土浦城内の風干記録にも記録されている。

【史料2】²⁹⁾

元禄七戌年四月十日相模守様御亭江御成之節采女様御拝領

一、則重御刀 無銘摺上 代金三十枚、折紙付 一腰

長二尺五寸分半

一、御柄白鮫

一、御縁鳥銅納子

一、三所物金葵三羽裏哺金、作不知

小刀信濃守藤原大道

一、御鍔鳥銅

一、御切刃鑑鷗目金

一、御鞘黒塗

【史料2】は「土浦藩士書留」のうち「御拝領道具御長持入記写」の項に記された則重の特徴である。長さは半分（5厘）異なるものの、無銘であることや折紙の代金が一致していることから、同一の刀と考えられる。【史料2】によれば、則重の刀は元禄7年（1694）4月10日に、

26) 中澤前掲論文「土屋家刀剣の伝来とその背景」。

27) 前掲拙稿「土浦城内における風干と本丸館の利用」。

28) 前掲「御拵無之御腰物」。なお下線は史料の記載に準拠している。

29) 文化2年以降「土浦藩士書留」（土浦市立博物館所蔵）。

相模守(土屋政直)邸に將軍徳川綱吉が御成をした際、采女(土屋定直)³⁰⁾が拝領したと記されている。したがって、「御拵無之御腰物」に記された則重の刀は、土屋家が徳川將軍家から拝領し、土浦城の櫓内で保管をしていたものである。また【史料1】によれば、則重は記載された後に、丸印や墨消しが繰り返されたことが分かる。そのため則重は、文化2年までは土浦城内の櫓で保管されていたが、後に持ち出され、何度も移管が行われた後に土浦へ戻っていた。この則重のように、当座使われなくなった刀剣は、江戸から土浦へ移管されていたと考えられる。これについてはγで再度確認したい。

β 婚姻・養子入り時持参

【別表2】に記載された109口の刀剣のうち、全体の約22%にあたる24口が該当する。このうち14口はαと重複する。

これまで土屋家の刀剣については、土屋政直が隠居する享保3年を境に、政直への贈答と、それに該当しないものに二分できると考えられてきた³¹⁾。たしかに「α贈答・譲渡」で確認した「御隠居之節」に贈られたものは、各地の大名から政直に贈られたものと考えて良い。しかし【別表2】によれば、政直以外にも各代の当主が各地の大名家との姻戚関係から贈られた刀剣も数多く存在している。したがって、ここに政直の画期性を見出すことは困難である。むしろ各代当主の姻戚関係を通じて、土屋家に集積されたと考えた方が実態に合う。

このβの特徴的な事例として、土屋辨三(準直・範之進・氏範)の戸田家への養子入りと、9代彦直の土屋家への養子入りに際して移動した刀がある。【別表2】のうち、嶋田助宗御刀(35)、兼定御刀(36)、忠光御刀(37)は「辨三様江被進」と朱書きされた上で、刀の銘は抹消されている。辨三とは土浦藩土屋家10代寅直の弟であり、嘉永3年(1850)8月16日に高家旗本の戸田氏敏に婿養子に入っている。すなわち、辨三が戸田家へ養子入りするに際して贈られたのが、上記3口である。

一方、【別表2】には「御持参」とのみ記された刀が存在する。これは「備前重真御刀」(42)、「備前盛光御刀」(43)、「備前忠光御小サ刀」(60)、「備前久光御脇指」(83)、「永則御脇指」(84)、「正勝御脇指」(85)の6口であり、いずれも銘の右脇に「文化八末年」「御持参」と記されている。文化8年(1811)には、水戸徳川家6代治保の三男であった治三郎が、土浦藩土屋家へ養子に入り、彦直と改名する³²⁾。すなわち上記6口は治三郎(土屋彦直)の養子入りに際して持参した刀であったと考えられる。

このように土屋家を出入りした刀剣は、大名や諸士間の贈答や譲渡のみならず、土屋家との関係が深い婚姻関係や養子入りに際して、入手あるいは手放したものが含まれている。先にみたα贈答・譲渡とβ婚姻・養子入り時持参を合わせると54口あり、「御拵無之御腰物」全体の約50%にあたる。この54口のうち親族・姻戚によるものは28口で約52%を占めている。すなわち、土屋家刀剣の約半数は將軍家や各大名家などの武家との贈答の中で入手したものであり、さら

30) 土屋政直の次男。元禄2年(1689)に生まれ采女を名乗った。同16年には従五位下出羽守に叙任されるが、宝永2年(1705)4月9日に17歳で死亡した。なお「寛政重修諸家譜」にも、元禄7年4月10日に越中則重の刀を拝領した旨が記されている。

31) 中澤前掲論文「土屋家刀剣の伝来とその背景」。

32) 前掲「御系譜」(土浦藩関係文書6)。

にその約半数は土屋家との姻戚関係により、伝来したものであったということが分かる。

γ 当主・親族持出し

【別表2】のうち15口が該当する。このうち8口は「天保十亥年八月本所江御持参」と朱墨で追記されている。天保10年（1839）8月、当時土浦藩土屋家の10代当主寅直は土浦藩主に就任して間も無い時期であった。土屋家の系譜には「同（天保10年8月）月十五日依 召登 管初而在所江之御暇被 仰出」³³⁾とあり、この時に就任後初めて在地帰省の暇を許された³⁴⁾。すなわち、上記8口は藩主帰省の折に土浦から本所の屋敷へ移管したと考えられる。

もう一つ、刀剣を移管した事例として、高家戸田家に養子入りする前の辨三が移管させたものがある。これは【別表2】のうち、貞行御刀（45）、若州冬廣御刀（47）の2口である。まず「貞行御刀」の記載箇所には「同（天保）十五辰年四月本所より戻ル、直当分之内辨三様江被進之」³⁵⁾と記されている。この刀は水戸藩徳川家7代藩主徳川治紀はるとしの遺品として、土屋家に贈られたものであった。その後、天保15年（弘化元年・1844）4月に本所から土浦に戻され、当分の間は辨三が所有することとなった。この年の4月25日には、辨三が土浦へ帰省していることから³⁶⁾、この刀は辨三が本所から土浦へ持参し、その後は同人が所有することになったと考えられる。

一方、「若州冬廣御刀」の記載箇所には、「天保十五辰正月弁三様より戻ル、同年四月五日本所江廻ル」と記されている。この刀は文政13年（1830）9月に、水戸徳川家から土屋家へ、8代藩主徳川なりのぶ齊脩の遺品として贈られたものであった。その後は辨三の預りとなっていたようであり、天保15年正月に本所から土浦へ戻されていた。しかし4月5日には再び本所へと移管された。

以上のように、土屋家の当主やその親族が江戸・土浦の間を行き来した際に、刀剣の移管が起こっていた。これは、当座必要な刀剣を江戸へ移管させ、それ以外は土浦にて保管していたと考えられる。なお、刀剣が必要とされた背景については、現在のところ定かではない³⁷⁾。

以上、本節をまとめておきたい。まず土浦藩土屋家では、刀剣管理において新たに腰物帳を作成するのではなく、既存の腰物帳に加除を行っていた。そのため、一部刀剣の移動・贈答を追跡することができる。その結果、刀剣の移動の契機は、主にα贈答・譲渡、β婚姻・養子入り時持参、γ当主・親族持出しの三つに分類できる。それぞれの関連性をまとめたのが、【図2】である。

33) 前掲「御系譜」（前掲『茨城県史料』近世政治編Ⅲ、35頁）。

34) 同様の記述は、弘化3年9月「御系譜」（土屋家文書）や、同年同月「御家譜」（土浦藩関係文書4）にも記されている。

35) 前掲「御拵無之御腰物」。

36) 前掲「御系譜」（前掲『茨城県史料』近世政治編Ⅲ、37頁）。

37) 本所から土浦へ「若州冬廣御刀」が戻された天保15年正月には、10代当主土屋寅直の妹通子（お通）と唐津藩主小笠原長国の婚姻が整っている（前掲「御系譜」）。刀剣が本所・土浦間で移管された背景には、親族の婚姻に際し持参をさせることも要因の一つとして考えられる。

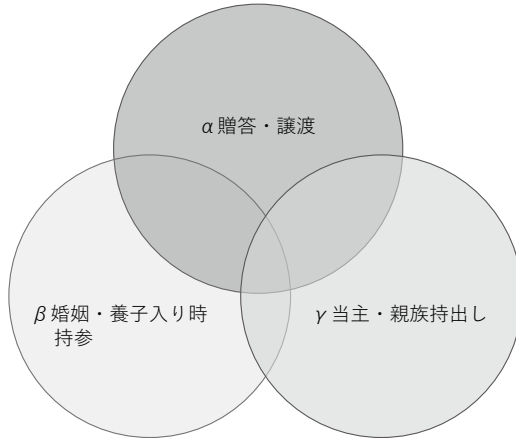


図2 土屋家の刀剣移動経緯の類型と関連性

これまで、土屋家の刀剣は櫓に収められたものと、それ以外のもので区別されてきたが、その区別によらず、当座必要な刀剣が江戸本所の土屋家屋敷に移管され、当座必要ない刀剣が国元（土浦）で保管された。これを図示したのが、【図3】である。

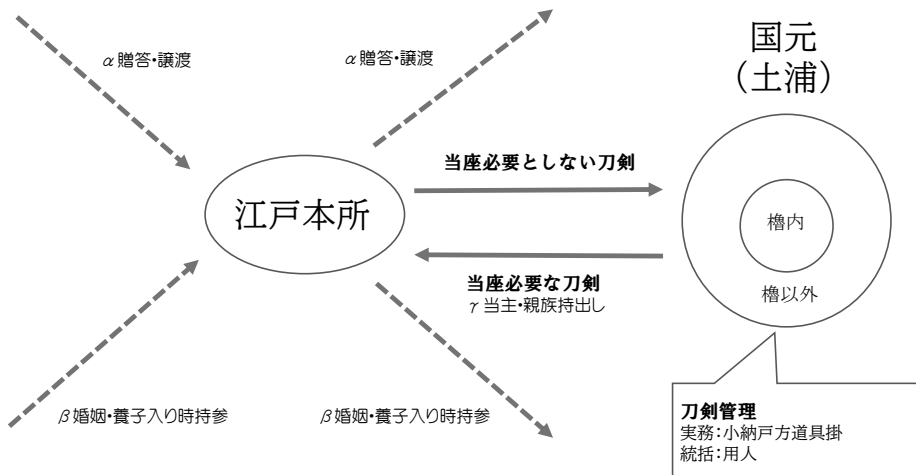


図3 土屋家の刀剣移動・管理概念図

なお、江戸・国元の移動については、γ 当主・親族持出しが主であり、松代藩真田家のような藩士の職掌による移管の意思決定は確認できない。

おわりに

以上、本稿では土浦藩土屋家における刀剣の管理と管理者の職掌、そして刀剣の移動経緯について分析してきた。最後に各節の要点をまとめ、その位置付けを試みたい。

現存する土浦藩土屋家の腰物帳は、「御拵無之御腰物」が正式名称であり、全109口の刀剣が

掲載されている。これが作成されたのは文政9年（1826）11月は、藩主土屋彦直が暇のため土浦城へ帰城しており、彦直の子辨三の髪置祝儀や風干行事に合わせて、刀剣（腰物）の確認と帳面の作成が行われたと考えられる。作成担当者は、請払方小納戸方道具掛・御用取次・若殿様附・用人で構成され、手入れ・確認等の実務を小納戸方道具掛が担当し、管理統括は用人が行っていたと考えられる。また、この作業には若殿様付も関与していたため、次代に引き継ぐことを前提とした管理・確認の作業であったと考えられる。

安政6年（1859）9月の腰物帳再確認は、小納戸方道具掛と用人が中心に管理を行った。ただし、若殿様付や岩次郎様（質直）御用、隠居家督御用掛を兼帯した者も存在したことから、藩主土屋寅直から嫡男養直・次男質直への刀剣の引き継ぎを念頭に置いた再確認であったと考えられる。

明治2年（1869）11月8日に再度腰物帳の確認が行われた。この時には、前述の小納戸方道具掛や用人は名を連ねず、代わりに隠居家督御用・近習頭取・大殿様付の者が担当している。この前年には藩主の座が寅直から養子余七磨（拳直）に譲られたほか、明治2年に拳直は土浦藩知藩事に就任した。このことから、土屋家の刀剣は寅直から拳直への引き継ぎが行われ、それに立ち会ったのが、上記の者たちであったと考えられる。

最後に刀剣の移動経緯を分析した。土屋家の刀剣管理では、新たな腰物帳を作成するのではなく、移動・加除があると追記を行って対応した。これを分析した結果、土屋家における刀の移動は、主に α 贈答・譲渡、 β 婚姻・養子入り時持参、 γ 当主・親族持出しに分類できる。また土屋家の刀剣は、当座用いない刀剣が国元（土浦）に送られたほか、当主やその親族が必要に応じて持ち出していた。

それでは、他家の管理事例と比較して、土屋家の刀剣管理にはどのような特徴があるのか。

① 刀剣管理の担当者について

徳川将軍家の場合、各大名家などからの献上、将軍からの下賜により、保管する刀剣の数が多いことから、腰物方を設けて刀剣の管理を行っていた。さらに将軍の佩刀については差物方が管理を行っていた³⁸⁾。また松代藩真田家では、御金奉行が刀剣管理の統括を行い、実務は砥師や鞘師など専門性を有した足軽ないし中間に任せていた³⁹⁾。

一方で土屋家の場合、刀剣管理に関する特別な役職は設けず、小納戸方道具掛の職掌に含み込み、他の道具類と同様に管理を行っていた。また真田家とは異なり、管理において専門性の高い人間が関与していたことは、確認できない⁴⁰⁾。したがって特別な役職を設けずとも、道具掛の職掌で対応できたと考えられる。

ただし、刀剣は他の道具類と同一に捉えられていたわけではない。上記のとおり、土屋家では道具掛が取り扱いや管理を行っていたため、その意味においては刀剣も諸道具の一つのように思える。真田家の場合、近代以降の整理の中で諸道具と刀剣が合わせて整理されているため、

38) 深井前掲書『刀剣と格付け』。

39) 溝辺前掲論文「御金奉行による御腰物の管理について」、同「御金奉行と諸役所間との御腰物管理の移動について」。

40) 風干の例ではあるが、小納戸方道具掛の者が刀剣を扱う際、打粉や椿油、拭紙などを準備していた（安政4年4月写「御風干之心得」土浦市立博物館所蔵大井家文書7）。そのため実際の手入れ作業も行っていたと考えられる。

分析の際に道具帳と腰物帳を同一に捉える傾向がある⁴¹⁾。しかし、実際には諸道具を掲載した道具帳に刀剣は掲載されず、腰物帳によって管理されていた。また帳の作成・再確認の契機は、代替わりを意識した引き継ぎの要素が強いことも明らかとなった。これは刀剣が持つ当主の「佩刀」としての性格に起因するものと考えられる。

② 刀剣の位置付けについて

松代藩真田家では刀剣管理を御金奉行が担当していたが、これは藩が刀剣を動産的な藩の財産として認識していたことによると指摘されていた⁴²⁾。また藩内役職間で連携した刀剣の移動が存在したことも明らかにされている⁴³⁾。一方、土屋家では道具掛が刀剣の管理実務に携わり、用人が統括していた。また、刀剣の移動については、当座必要とする刀剣を、当主ないしその親族が持ち出す例は確認できるが、役職間での移動は確認できなかった。したがって、藩が刀剣を「動産」という藩の財産と捉えていたという松代藩とは異なり、むしろ土屋家という家に帰属するという性格が強い品であったと考えられる。

③ 記録作成のあり方について

松代藩では藩主の隠居・死去・火災などの不時の出来事が起きた際や、廃藩時の腰物整理時に腰物帳が作成された⁴⁴⁾。土屋家でも代替わりを意識して腰物帳の作成・確認が行われており、一部共通点を見出せる。ただし、同家では確認ごとに帳面を作成するのではなく、一つの帳面を利用して追記・加除を繰り返すことで、刀剣の所在と出入りを確認していた。現存する土屋家の腰物帳が極めて少ないのは、このような管理上の特質によるものと考えられる。

本稿では対象としきれなかったが、大正元年(1912)には土屋家の刀剣台帳⁴⁵⁾が作成されている。ここでも贈答による追記・加除があり、贈り先が判明している場合も多い。また「御拵無之御腰物」と対照させることで、明治2年からの43年間でどれほど刀剣を手放したのか、誰に贈ったのか、などの点を分析する必要がある。合わせて土浦城内で保管されていた城付武器と比較することで、刀剣(腰物)の性格がより明確になると考えられる。この点も今後の課題としたい。

※本稿は、国文学研究資料館基幹研究「地方協創によるアーカイブズ保全・活用システム構築に関する研究」の成果の一部である。

41) 原田前掲論文「松代藩の「城附諸道具」、同「真田家伝来の大名道具と道具帳」、朝倉前掲論文「松代城地の払下と真田家の道具類宝物の管理」。

42) 溝辺前掲論文「御金奉行による御腰物の管理について」。

43) 溝辺前掲論文「御金奉行と諸役所間との御腰物管理の移動について」。

44) 溝辺前掲論文「御金奉行による御腰物の管理について」。

45) 前掲「御刀剣台帳」。

別表1 「御拵無之御腰物御腰物」関係者一覧

	姓名	石高・扶持 (当時)	役職（当時）	藩内家格	備考
文政9年11月	1 入江四郎治	米40俵	請払方小納戸道具掛	鬘斗目	
	2 神谷一右衛門	60石	破損方肝煎 請払方小納戸道具掛兼帯	鬘斗目	
	3 鈴木万助	米35俵3人扶持	馬廻・請払方小納戸道具掛兼帯	鬘斗目	
	4 清水十右衛門	金8兩3人扶持	請払方小納戸道具掛	鬘斗目	文化13年、中小姓格奥様御道具役を担当。
	5 蛭沼五郎左衛門	250石	御用取次・御供方・儉約方臨時進物掛	常上下	
	6 浅井小左衛門	240石	用人役・求馬様御用承・御供方加役	三役	
	7 富田小右衛門	160石	若殿様附・寿相院様御用向・御子様方御用	三役	寛政13年、受払御小納戸御道具掛を担当。
	8 磯矢伊織	600石	用人・番頭兼帯	三役	
	9 近藤公太夫	170石	用人列	三役	兵太夫の誤記カ。
	10 西村六太夫	160石	用人役・納戸掛・御用執次・求馬様御用	三役	文化2年、請払方小納戸道具掛を担当。
安政6年9月	1 細野保	100石	請払方小納戸道具掛	鬘斗目	
	2 三浦左司馬	50俵4人扶持	馬廻番・請払方小納戸道具掛兼帯	鬘斗目	
	3 山名友五郎	100石	小納戸	鬘斗目	「諸士年譜」に山名友五郎の名なし。ただし安政6年「御家中席順」（土浦市立博物館寄託関家文書B383）に小納戸役とある。
	4 林群治	14人扶持	小納戸・請払方小納戸道具掛兼・髪方加役	鬘斗目	
	5 山村勝次郎	30俵4人扶持	小納戸・請払方小納戸道具掛兼	鬘斗目	
	6 上田角右衛門	190石	隠居家督御用掛・小納戸掛	常上下	
	7 藤田勇	230石	用人・大小交代御用掛・岩次郎様御用・御朱印改御用取調	三役	
	8 関内蔵助	300石	用人・小納戸方加役・御供方加役	三役	
	9 尾木汀	180石	用人・留守居・臨時役人様使・元メ役兼・郡奉行兼	三役	
	10 高島任五兵衛	200石	用人・番頭兼帯・宗門方加役	三役	
	11 中里房之丞	270石	用人見習	三役	安政6年で記述終了
	12 窪田傳太夫	230石	用人・若殿様附差添	三役	
明治2年11月8日	1 鈴木誠之進	124俵	隠居家督御用		「若殿様御附分限帳」（国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書325）に鈴木友之丞の名で掲載。
	2 窪田巖	87俵	隠居家督御用		「若殿様御附分限帳」に側役として掲載。
	3 山名友五郎	63俵	近習頭取		「若殿様御附分限帳」に側役として掲載。
	4 吉田諒之介	72俵	近習頭取		
	5 金沢次作	20俵	小納戸列大殿様付兼帯		
	6 木原平之介	50俵	髪方大殿様付兼帯		
	7 尾木信吉	20俵	大殿様付		

表中の役職および役職の変遷について、文政9年・安政6年は「諸士年譜」および「江戸住居御家中席順 附禄高」（いずれも国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書）、明治2年は「土浦分限帳」（同館所蔵常陸国土浦土屋家文書）を参照した。

なお、安政6年のうち「役職の変遷」の記載が無い者は、安政6年「御家中席順」（土浦市立博物館寄託関家文書B383）を参照した。

別表2 「御拵無之御腰物御腰刀」に記載された刀剣一覧

銘	国	銘の有無	長さ	代金	折紙札	極年月日	拵	贈り主(原文)	贈り主	贈答・移動理由	移動区分	押印	筆記年代	備考	
1 奥州森弘前巻御太刀	陸奥	有銘	2尺9分	代金3枚	折紙	壬辰	御拵付					西村	文政9年		
2 備前景光御野太刀	備前	有銘	2尺9分半	代金5枚	折紙	元禄15年	御拵付					西村	文政9年		
3 一文字則宗前巻御太刀	備前	有銘	2尺6寸4分半	代金20枚	折紙	元禄16年8月3日	御拵付	道智様より	土屋数直(初代)	数直より代々所持。	γ	西村	文政9年		
4 景安御太刀	備前	有銘	2尺4寸3分半	代金10枚	折紙	延宝3年12月3日	御拵付					西村	文政9年	「一鎌金一重」。	
5 保昌五郎貞宗御刀	大和	無銘磨上	2尺3寸	代金150貫	折紙	享保7年9月3日	御拵付	(朱書)「天保十亥年八月本所江御持参」		寅直(10代)藩主就任後初の暇の際に本所へ持出し。	γ	西村	文政9年	(銘の有無下)「貞清上之ト有」。	
6 保昌五郎貞清御刀	大和	無銘磨上	2尺3寸5分	代金15枚	折紙	正徳4年5月	御拵付	佐竹大膳大夫様より	佐竹義格(久保田藩佐竹家4代)		a	西村	文政9年	(銘の有無下)「表裏式筋樋」。	
7 備前包平御刀	備前	無銘	2尺3寸6分半	代金20枚	折紙	元禄15年4月3日	御拵付	御隠居之節松平美濃守様より(朱書)「天保十亥年八月本所江御持参」	柳沢吉保(備用人・上野館林藩主・甲斐甲府藩主など)	政直(2代)隠居。吉保娘と政直子定直結婚。寅直藩主就任後初の暇の際に本所へ持出し。	a β γ	西村	文政9年		
8 鶴田小十郎助宗御刀	駿河	有銘	2尺2寸5分				御拵付(墨)					西村	文政9年	朱丸墨消。	
9 來國光御刀	山城	朱銘	2尺1寸9分半	代金30枚	折紙	宝永元年6月3日	御拵付	御隠居之節松平丹後守様より(朱書)「天保十亥年八月本所江御持参」	松平重榮(豊後杵築藩松平家2代)	政直隠居。寅直藩主就任後初の暇の際に本所へ持出し。	a γ	西村	文政9年		
10 備前信房御刀	備前	有銘	2尺3寸6分半	代金100枚	折紙	正徳2年	御拵付	御隠居之節松平新太郎様より	池田光政(備前岡山藩池田家初代)	政直隠居。	a	西村	文政9年	※実際の贈り主は池田継政(岡山藩3代藩主・池田家5代)。	
11 大和志津御刀	大和	無銘磨上	2尺2寸2分	代金5枚	折紙	宝永6年9月3日	御拵付					西村	文政9年		
12 延寿御刀	肥後	無銘磨上	2尺2寸3分	代金15枚	折紙	宝永5年2月	御拵付※御拵に線	松平安藝守様御遺物	浅野吉長カ(安芸高松藩5代)		a	西村	文政9年	(銘の有無下)「表裏樋少磨上」。	
13 景安御刀	備前	有銘	2尺3寸8分	代金20枚	折紙	元禄12年11月3日	御拵付	水野岩見守様より	水野忠貞(伏見奉行)	忠貞娘は土屋数直正妻。数直次男忠雅は忠貞養子。	a β	西村	文政9年		
14 兼元御刀	美濃	有銘	2尺2寸5分	代金25両	札		御拵付					西村	文政9年		
15 頼朝御刀	大和	無銘磨上	2尺2寸1分	代金3枚	札	戊戌	生ル御拵付	早川源太夫上ル	早川貞知(正徳3年藩家老)	享保4年に政直が吉宗へ隠居挨拶をした際に同席。同年に献上。	a	西村	文政9年	(銘の有無無)「中心表裏先切物裏胡麻(ママ)上樋」。	
16 京長谷部御刀	山城	無銘磨上	2尺2寸6分	代金10枚	折紙	貞享2年7月3日	御拵付					西村	文政9年	(銘の有無下)「鍔二重上金無垢下銀臺金着せ」。	
17 備前法光御刀	備前	有銘	2尺3分				御拵付	鐔屋市右衛門より				a	西村	文政9年	
18 則重御刀	越中	無銘	2尺5寸	代金30枚	折紙	元禄元年11月3日		(朱書)「土浦表江御戻二相成ル」	徳川綱吉(5代将軍)	元禄7年4月10日、綱吉が和田藏門邸にお成りした際、定直が拝領。	a	窪田	安政6年	朱線引。(銘の有無下)「鍔二重金無垢」。	
19 栗田口忠綱御陣刀	摂津	有銘	2尺1寸3分				御拵付					西村	文政9年	(銘の有無下)「新身指表裏指裏親」。	
20 孫六兼元御刀	美濃	有銘	2尺3寸6分	代金5枚	折紙	元禄13年	御拵付	鈴木治部右衛門取次	鈴木重頼(享保4年藩家老)取次	享保4年に政直が吉宗へ隠居挨拶をした際に早川貞知とともに同席。同年に献上。	a	西村	文政9年		
21 三原御刀	備後	無銘	2尺3寸1分	代金15枚	折紙	正徳3年12月		松平伊豫守様より	松平定郷カ(伊予今治藩松平家5代)		a	西村	文政9年		
22 山城守國清御刀	越前	有銘	2尺5寸1分半					山田郡江被下之	山田郡(藩士)	天保9年12月17日に刀、安政6年に脇差を下賜される。	a	西村	文政9年	刀銘に朱線、寸法に黒線引。	
23 左吉貞御刀	筑前	無銘磨上	2尺3寸2分	代金15枚	折紙	元禄17年	御拵付	御隠居之節松平出羽守様より(朱書)「天保十亥年八月本所江御持参」	松平清武(館林藩主・6代将軍家宣弟)	政直隠居。寅直藩主就任後初の暇の際に本所へ持出し。	a γ	西村	文政9年		
24 (青江御刀)	備中	無銘磨上	2尺2寸3分半	代金15枚	折紙	元禄9年		有馬筑後守様御遺物(朱書)「阿部伊勢守様江被進二相成」	有馬頼旨(筑後久留米藩有馬5代)阿部正弘(福山藩阿部家7代・老中)	頼旨娘(寅直正室)奥入れ持参カ。寅直と阿部正弘は交友あり。	a β	西村	文政9年	貼紙にて消去。(銘の有無下)「表裏樋」。	
25 吉岡一文字御刀	備前	無銘磨上	2尺3寸4分	代金20枚	折紙	正徳2年2月	御拵付	御隠居之節細川越中守様より	細川宣紀(熊本藩細川家5代)	政直隠居。寅直藩主就任後初の暇の際に本所へ持出し。	a γ	西村	文政9年		
26 備前景光御刀	備前	無銘磨上	2尺3寸3分半	代金7枚	折紙	元禄5年	御拵付	問部越前守様御遺物	問部詮房(備用人・村上藩主)		a	西村	文政9年		
27 青江恒次御刀	備中	有銘	2尺5寸4分	代金30枚	折紙	元禄8年	御拵付	中納言様御隠居之節上使御祝儀水戸少将様より	中納言：徳川光圀。水戸少将：徳川綱條。	光圀隠居祝い。	a	西村	文政9年		
28 備前景光御刀	備前	有銘	2尺5寸3分半	代金20枚	折紙	貞享2年	御拵付	御隠居之節井伊掃部頭様より	井伊直該(近江彦根藩井伊家4代)	政直隠居。	a	西村	文政9年		

近世大名における刀剣管理と記録作成（西口）

29	(肥前国住陸奥守忠吉御刀)	肥前	有銘	2尺4寸5分					(朱書)「溝口主膳様より御引出物」	溝口直博(新発田藩溝口家11代)	寅直妹(増子)と婚姻	α β	西村	文政9年	
30	備中青江貞次御刀	備中	無銘 磨上	2尺3寸3分半	代金700貫	折紙	正徳4年 12月3日	御拵付					西村	文政9年	
31	(大和守吉道御刀)	攝津	有銘	2尺4寸7分半					(朱書)「天保十五辰年正月小笠原佐渡守様より御引出物被進之」	小笠原長国(唐津藩小笠原家5代)	寅直妹(通子)と婚姻	α β	西村	文政9年	貼紙にて消去
32	藤原貞行御刀	豊後	有銘	2尺3寸8分					戸田傳之允様より御返被進候(朱書)「磯矢伊織江被下之」	戸田傳之允: 戸田以直(土屋家3代陣直三男。戸田監物氏休養子。)磯矢伊織: 藩家老	戸田家養子入り後返却。その後家臣へ下賜。	α β	西村	文政9年	刀銘に朱線、寸法に黒線引
33	備前勝光御刀	備前	有銘	2尺3寸4分半	代金10枚	折紙	天明3年5月3日	御拵付	太田備後守様より御引出物来ル(銘脇)「天明四辰年十二月」	太田資愛(掛川藩太田家2代)	資愛娘は泰直(6代)の正室。	α β	西村	文政9年	
34	備前元重御刀	備前	象眼 銘	2尺3寸5分半	代金700貫	折紙	正徳3年5月3日	御拵付					西村	文政9年	
35	(嶋田助宗御刀)	駿河	有銘	2尺5寸7分半					(朱書)「辨三様江被進」	土屋準直(彦直三男。嘉永3年8月、高家戸田氏敏へ養子入り)	寅直弟戸田家養子入り。	β		文政9年	貼紙にて消去。寸法に黒線引
36	(兼定御刀)		有銘	2尺3寸6分	代金7枚	折紙	寛政2年8月3日		(朱書)「同断(辨三様江被進)」	土屋準直	寅直弟戸田家養子入り。	β	西村	文政9年	貼紙にて消去。寸法に黒線引
37	(忠光御刀)	備前	有銘	2尺3寸4分	代金15枚	折紙	安永8年12月3日	御拵付	松平陸奥守様より御引出物来ル(朱書)「辨三様江被進」	松平陸奥守: 伊達齊村(仙台藩伊達家8代)。土屋準直	齊村妹は寛政5年土屋英直(7代)の継室。寅直弟戸田家養子入り。	α β	西村	文政9年	貼紙にて消去。寸法に黒線引
38	山城大掾藤原國包御刀	陸奥	有銘	2尺3寸5分半					松平政千代様家来平市十郎上ル	松平政千代: 伊達周宗(仙台藩伊達家9代) 平市十郎(仙台藩磨師)	周宗の祖父7代重村娘は英直継室。	α β	西村	文政9年	
39	御陣刀	備後	無銘 磨上	2尺4寸3分半				御拵付					西村	文政9年	
40	丹波守吉道御陣刀			2尺4寸9分				御拵付					西村	文政9年	
41	國安御刀	越前	有銘	2尺2寸3分半	代金15枚	折紙	明和元年8月3日		(朱書)若殿様江御貸被進				西村	文政9年	
42	備前重貞御刀	備前	無銘 磨上	2尺1寸8分	代金7枚	折紙	延宝3年11月3日	御拵付	御持参(銘脇)「文化八未年」/ (朱書)「天保十亥年八月本所江御持参」		文化8年、彦直(9代)養子入り時持参。天保10年、寅直藩主就任後初の暇の際に本所へ持出し。	β γ	西村	文政9年	(銘の有無下)「表裏種」。
43	備前盛光御刀	備前	無銘 磨上	2尺				御拵付	御持参(銘脇)「文化八未年」(朱書)「天保十亥年八月本所江御持参」		文化8年、彦直養子入り時持参。天保10年、寅直藩主就任後初の暇の際に本所へ持出し。	β γ	西村	文政9年	
44	備前忠光御刀	備前	有銘	1尺9寸9分					御持参(銘脇)「文化八未年」		文化8年、彦直養子入り時持参。	β	西村	文政9年	「両面種」。寸法に黒線引
45	(貞行御刀)	豊後	無銘 磨上	2尺4寸	代金10枚	折紙	文化10年5月3日	御拵付	水戸宰相様御遺物(朱書)「天保十亥年八月本所江御持参」/「同十五辰年四月本所より戻ル直当分之内辨三様江被進之」	徳川治紀(水戸藩徳川家7代)	彦直、兄遺品を持参。本所から移管。その後辨三所持。	β γ	西村	文政9年	貼紙にて消去。寸法・折紙記述に黒線引
46	中山蔵人義弘御刀	武蔵	有銘	2尺3寸5分					(朱書)「天保十亥年八月本所江御持参」		天保10年、寅直藩主就任後初の暇の際に本所へ持出し。	γ	西村	文政9年	貼紙あり。
47	(若州冬廣御刀) 貼紙「内匠殿江被下二相成ル」	若狭	有銘	2尺3寸分半	代金10枚	折紙			水戸右中納言様御遺物(銘脇)「文政十三寅年九月」/ (朱書)「天保十五辰正月并三様より戻ル同年四月五日本所江廻ル」	徳川斉篤(水戸藩徳川家8代) 内匠: 鈴木内匠(土浦藩士)	彦直養子入り時持参。辨三が土浦へ戻した後本所へ移動。その後家臣鈴木内匠へ下賜。	α β γ	上田	文政9年	
48	水府住直江助政御刀	常陸							小石川様より(銘脇)「天保五年五月」	徳川斉昭(水戸藩徳川家9代)		α	上田	安政6年	
49	(長府住玉井正清御刀)	長門							毛利左京亮様より(銘脇)「天保十三二月」/ (朱書)「井上新右衛門様江被進二相成」	毛利左京亮: 毛利元運(府中藩毛利家12代) 井上新右衛門: 井上清直(下田奉行など)	元運は彦直長女との婚姻。	α β	上田	安政6年	
50	長府住二王直邦御刀	長門						御拵二成ル	御前より(銘脇)「天保十五辰年」			α	上田	安政6年	
51	末ノ左御刀	筑前	無銘	2尺3寸					(朱書)「殿様江御譲被進相成」			γ	窪田	安政6年	
52	宗圓御刀		有銘	2尺2寸3分				御拵付					窪田	安政6年	

53	豊後國忠行御刀	豊後	有銘	2尺3寸	代金5枚	折紙	文化12年 正月3日		(朱書)「文久三戌年 山田 韶江御下相成」 / (銘脇)「嘉永戌年 御拵ヨリ入」	家臣下賜		a	窪田	安政6年	銘に朱線引
54	備前介宗次御刀		有銘	2尺3寸5分				御拵付					窪田	安政6年	(銘の有無下)「備 前介藤原宗次嘉永 二年正月吉日」
55	美濃國氏信御刀	美濃	有銘	2尺3寸4分					(銘脇)「御拝領亥正 月」	將軍より拝領		a	窪田	安政6年	
56	吉岡一文字	備前	無銘 磨上	1尺7寸3分半	代金15枚	折紙	貞享5年7 月3日	御拵付					西村	文政9年	(銘の有無下)「両 面種」
57	備前康光御小サ刀	備前	有銘	1尺7寸5分9 厘	代金3枚5 兩	札	壬午	御拵付	角野寿見取次	角野寿見(幕 府御用磨師)		a	西村	文政9年	
58	備後一乘御小サ刀	備後	無銘 磨上	1尺7寸	代金5枚	折紙	正徳3年9 月3日	御拵付 御脇差 二成ル					西村	文政9年	
59	濃州志津御小サ刀	美濃	無銘 磨上	1尺6寸5分	代金10枚	折紙	宝永3年3 月3日	本御拵 付御脇 差二成 ル					西村	文政9年	
60	備前忠光御小サ刀	備前	有銘	1尺8寸8分	代金5枚	折紙	寛延2年6 月3日	本御拵 付	御持参/(銘脇)「文 化八未年」			β	西村	文政9年	(銘の有無下)「表 裏并影籠少磨上」
61	関住兼定御小サ刀	美濃	有銘	2尺									窪田	安政6年	
62	志津兼氏	美濃	無銘 磨上	1尺9寸1分	代金500貫	折紙	貞享5年9 月3日	御拵付					西村	文政9年	
63	采園光御脇指	山城	無銘 磨上	1尺7寸8分	代金300貫	折紙	宝永元年 5月3日	本御拵 付					西村	文政9年	
64	備前元重御脇指	備前	無銘	1尺8寸分半	代金15枚	折紙	貞享2年	本刀敷 御拵付					西村	文政9年	
65	阿州廣行御脇指	土佐	有銘	1尺6寸8分	代金2枚	札	辛卯	御拵付					西村	文政9年	(銘の有無下)「表 裏種」
66	備前吉房御脇指	備前	無銘 磨上	1尺7寸4分半	代金1000 貫	折紙	元禄15年 3月3日	本御拵 付					西村	文政9年	
67	備前秀光御脇指	備前	有銘	1尺8寸1分半	代金100枚	折紙	安永6年 12月3日	御拵付	夜野田三郎右衛門よ り			a	西村	文政9年	(朱書付箋)「兼光 御脇指秀光申録有 之候ニ付相改委細 者御拵付御帳ニ記 シ置候」
68	備前忠光御脇指	備前	有銘	1尺7寸2分	代金3枚	札	壬申	御拵付					西村	文政9年	
69	備前忠光御脇指	備前	有銘	1尺7寸9分半				御拵付	田村文藏より			a	西村	文政9年	
70	加賀藤嶋友重御脇指	加賀	有銘	1尺7寸9分	代金2枚	札	庚午	御拵付					西村	文政9年	(銘の有無下)「表 裏種」
71	備前康光御脇指	備前	有銘	1尺6寸6分	代金3枚5 兩	札	乙卯	御拵付					西村	文政9年	(銘の有無下)「表 裏種」
72	三原正興御脇指	備後	有銘	1尺5寸5分				本御拵 付					西村	文政9年	
73	(兼元御脇指)	美濃	有銘	1尺8寸2分	代金2枚5 兩	札	甲子	御拵付	阿部伊勢守様江被進	阿部正弘	寅直と阿部正弘は交友 あり。	a	西村	文政9年	貼紙にて消去。 寸法・代金に黒線 引。
74	肥前忠廣御脇指	肥前	有銘	1尺7寸1分	代金45兩			御拵付					西村	文政9年	(銘の有無下)「表 裏兼御座字裏両 龍梵字」
75	(朱書)「摂州住藤原 (宇多)貞國御脇指	越中	有銘	1尺5寸2分半					若殿様江御貸被進			γ	西村	文政9年	(朱書)「右者古来 より唱違ニ付此度 御用人衆御承知之 上相改候安政六未 年七月」 (銘の有無下)「一 龍二重金着せ」
76	法成寺國吉御陣脇指	武蔵	有銘	1尺5寸				御拵付					西村	文政9年	(銘の有無下)「新 身」
77	丹波守吉道御陣脇指			1尺6寸4分				御拵付					西村	文政9年	
78	古来より訳書無之 (安倫御脇指)	陸奥	有銘	1尺9寸3分半					松平政千代様家来平 市十郎上ル	伊達周宗・平 市十郎	周宗の祖父7代重村娘 は土屋家7代英直の継 室。	a		文政9年	
79	古来より訳書無之 (備州長船祐定御脇 指)	備前	有銘	1尺9寸1分半									西村	文政9年	
80	外藤御脇指	美濃	有銘	1尺5寸	代金5枚	折紙	明和5年 12月3日	御拵付					西村	文政9年	(銘の有無下)「表 裏種」
81	越前守源信吉御脇指	山城	有銘	1尺8寸分半	代金3枚	札	甲辰	本御拵 付	太田備後守様より為 御引出物来ル	太田資愛	資愛娘は土屋泰直の正 室。	a β	西村	文政9年	
82	三原正近御脇指	備後	無銘 磨上	1尺6寸8分半	代金7枚	添状	文化7年8 月15日	御拵付					西村	文政9年	
83	備前久光御脇指	備前	有銘	1尺6寸8分			文安5年8 月日	本御拵 付	御持参/(銘脇)「文 化八未年」			β	西村	文政9年	
84	永則御脇指	備前	有銘	1尺6寸4分				本御拵 付	御持参/(銘脇)「文 化八未年」			β	西村	文政9年	
85	(正勝御脇指) 貼紙「於通様江被進 二成成ル」	常陸	有銘	1尺5寸8分				御拵付	御持参/(銘脇)「文 化八未年」/ (朱書) 「天保十五年正月 於通様へ被進候」			β γ		文政9年	
86	中山藏人義弘御脇指	武蔵	有銘	1尺7寸9分半				本御拵 付					西村	文政9年	
87	中山藏人義弘御脇指	武蔵	有銘	1尺7寸9分半				本御拵 付					西村	文政9年	
88	水府住市毛徳鄰御脇 差	常陸						本 御拵 付	小石川様より/(銘 脇)「天保五年五月」	徳川齊昭		a	?	安政6年	

近世大名における刀剣管理と記録作成（西口）

89	祐光御脇指	備前							御拵二成ル(墨)	上田角右衛門取次(銘脇)「天保十五辰年」	上田角右衛門(土浦藩士)取次		a	上田	安政6年	
90	杉村君平武任御脇差		1尺3寸3分											窪田	安政6年	
91	長存住二王藤原直邦御脇差	長門	1尺4寸9分						御拵付					窪田	安政6年	
92	無銘御脇差		1尺1寸						御拵付					中里	安政6年	
93	備前介宗次御脇差		有銘 1尺5寸1分						御拵付					窪田	安政6年	
94	無銘御脇差 源烈公御作	常陸	1尺6寸8分							水戸様より御到来(銘脇)「文久元酉年」	徳川慶篤(水戸藩徳川家10代)		a	中里	安政6年	
95	無銘御脇差		1尺5寸8分												安政6年	(銘の有無下)「鍬金着腰拵乗」
96	筑州左行弘	筑前	有銘 7寸8分	代金500貫	折紙	宝永3年3月	本御拵付		松平若狭守様より		松平康信(藤山藩松平家初代藩主)	康信娘は政直正室。	a β	西村	文政9年	(銘の有無下)「一鍬金二重但焼附」
97	来國俊御小脇指	山城	有銘 8寸1分半	代金20枚	折紙	宝永2年8月3日	御拵付(墨)		土田孫左衛門より		土田孫左衛門(幕府同朋公人朝夕人)		a	西村	文政9年	
98	来國俊御小脇指	山城	有銘 9寸1分半	代金500貫	折紙	宝永2年12月	本御拵付		有馬中務大輔様御遺物		有馬頼元(久留米藩有馬家4代)	9代頼徳の娘は寅直正室。奥入れ持参カ。	a β	西村	文政9年	
99	越中則重御小脇指	越中	8寸1分	代金30枚	折紙	元禄元年	御拵付		御隠居之節紀伊中納言様より(朱書)「若殿様江御貸被遣二相成」		徳川宗直(紀州藩徳川家6代)	政直隠居。若殿様へ貸出し。	a γ	西村	文政9年	
100	家次御懐剣	加賀	有銘 5寸6分						御拵付					西村	文政9年	
101	新藤吾國光御小脇指	相模	有銘 8寸1分半	代金10枚	折紙	寛文11年5月3日	本御拵付							西村	文政9年	(銘の有無下)「鞘ノ首造表裏長刀種添種有」
102	来國俊御小脇指	山城	有銘 7寸7分	代金350貫	折紙	宝永4年6月	御拵付		松平飛騨守様より		松平定英カ(伊予松山藩松平家5代)		a	西村	文政9年	
103	國吉御小脇指	山城	有銘 6寸7分半	代金20枚	折紙	元禄15年12月3日	御拵付							中里	安政6年	
104	吉光御短刀	土佐	有銘 7寸1分						御拵付					中里	安政6年	
105	兼歳御短刀		有銘 7寸1分						御拵付					中里	安政6年	
106	源烈公御作御小脇差	常陸	9寸4分5厘						御拵付					窪田	安政6年	(銘脇)「鞘書判有」
107	氷心子秀世御小脇差	武蔵	9寸											窪田	安政6年	(銘脇)「柄箱惣鉄磨小柄并同鉄磨」
108	御小脇指								御拵付					窪田	安政6年	(銘脇)「鞘書判有」
109	兼升御短刀	美濃							御拵付(墨)	充信院様御道具より(銘脇)「万延元年申八月御預」	土屋寅直母	寅直母形見。	γ	中里	安政6年	

本表は「御拵無之御服物」の記述を基に作成した。「拵」の欄の記載は(墨)の記述がない限り、全て朱書きである。また贈り主は原文のまま記載した。なお、土浦藩土屋家の歴代当主については、初出のみ、名の後に括弧書きで代数を表記した。

Japanese Swords Management and Record Making: Taking Hitachi Country Tsuchiura Seigneur Tsuchiya Family as the Example

NISHIGUCHI Masataka

In this paper, we examined the significance of the management practice of a sword, the management person in charge and the management record making. Japanese swords were rarely analyzed from the angle besides the art history up to now. But it won't be only as a weapon and enjoyment items, and it's important to be the something who also came in handy as presents and analyze the present process and control system. So we analyzed Japanese swords ledger of Tsuchiya family, and elucidated a control system of swords, administrator's work, movement of swords, the transfer longitude and latitude, the feature of the record making and the significance. As a result, we elucidated the following 4 points. ①"Konando kata dougukakari" treated Japanese swords of Tsuchiya family, "Yonin" supervised it. ②Making of a ledger and Japanese swords management contemplated and did a head of a family change. ③Main movement opportunity of Japanese swords is the following three points: α present and transfer, β bringing by inlaw and an adopted child arrive, bringing by a head of a family and a relative. Among these α β accounts for about half. ④Addition and elimination were repeated in a ledger of existence and existence of Japanese swords and introduction were inherited.